



一般社団法人お金のソムリエ協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人お金のソムリエ協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、お金を通して家族の幸せを実現することを目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。

- 1 各種セミナー・イベント等啓蒙活動の企画・開催・運営
- 2 各種セミナー・イベント等啓蒙活動への講師派遣
- 3 各種啓蒙サービスの提供等
- 4 民間資格の認定事業
- 5 当法人から民間資格を付与された者への活動支援
- 6 著作権、その他知的財産権の管理
- 7 会員組織の運営
- 8 上記各号に付帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、総社員の議決権の3分の2以上の同意を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 当該社員が死亡、解散又は破産したとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (4) 総社員が同意したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときには、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 社員総会

(開催)

第9条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集の請求)

第10条 社員総会の招集は、代表理事がこれを決定し招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第12条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設置)

第15条 当法人に理事3名以上を置く。

(役員の選任)

第 16 条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(代表理事)

第 17 条 当法人に、代表理事 1 名を置き、社員総会の決議によりこれを定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(役員の任期)

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の残任期間とする。

(解任)

第 19 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第 20 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第 5 章 基 金

(基金の拠出)

第 21 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 22 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 23 条 基金の拠出者に対する返還は、定時社員総会が決定したところに従って行う。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 24 条 当法人の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第 25 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第26条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第27条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国又は地方公共団体に贈与する。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年1月31日までとする。

(設立時役員)

第30条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 坂

設立時代表理事

(他人事務)

(設立時社員の氏名及び住所)

第31条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

(他人事務)

設立時社員

(他人事務)

以上、一般社団法人お金のソムリエ協会を設立するため、設立時社員及び設立時社員が定款作成代理人である行政書士和田善行は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成30年 1月 26日

設立時社員

設立時社員

(他人事務)

上記設立時社員2名の定款作成代理人

(事務所) 東京都豊島区池袋2-41-1北村ビル3F

行政書士 和田善行 (登録番号 第79081477号)



同一の情報の提供

申請番号：20180131017386001

提供の日付：2018年2月2日

公証人：01190009 片山良廣



所属法務局：東京法務局

公証役場：世田谷公証役場

東京都世田谷区三軒茶屋2丁目15番8号

請求対象の登簿管理番号：18-0119000902000462

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：2018年2月2日

請求対象の処理公証人：片山良廣

所属法務局：東京法務局

公証役場：世田谷公証役場

東京都世田谷区三軒茶屋2丁目15番8号

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。